

IV. ≪奨学金支給終了後の手続き等≫

QIV-1. 返還金が残高不足で引き落とされませんでした。どうしたら良いですか？

【A】翌月のみ再度引落しますので、至急、返済用口座へ入金して下さい。(1月分→2月、7月分→8月)

QIV-2. 就職後、再度大学に行くことにしました。返済することができません。どうしたら良いですか？

【A】在学期間中は返還を猶予することができます。
「返還猶予願」(在学証明書添付)を提出して下さい。

QIV-3. 会社からリストラされ、仕事がありません。返還することができません。どうしたら良いですか？

【A】収入が無いときは返還を猶予することができます。非課税証明等を添付の上、「返還猶予願」を提出して下さい。
(1年ごとの猶予になり、最長10年です。)

QIV-4. 引落口座を変更したいのですが、どうしたら良いですか？

【A】「預金口座振替依頼書」に記入押印の上、提出して下さい。処理に2か月ほど掛かりますので、早めに手続きして下さい。

QIV-5. 返還方法を変更したいのですが、どうしたら良いですか？

【A】「返還方法変更願」を提出して下さい。
また、返還について相談に応じますので、お電話下さい。

QIV-6. 返還金残額を一括で返済したいのですがどうしたら良いですか？

【A】「返還方法変更願」を提出して下さい。

QIV-7. 連帯保証人が亡くなりました。どうしたら良いですか？

【A】新しい連帯保証人を決め、当法人に「連帯保証人変更届」を提出して下さい。
連帯保証人の自署・押印が必要です。